

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成20年7月4日

石巻市長 土井 喜美夫

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 地域イントラネット移設等調査設計業務
- (2) 業務場所 石巻市穀町56番4ほか
- (3) 履行期間 契約日から平成20年12月19日まで
- (4) 業務概要

本庁舎移転に伴い、地域イントラネットシステム及びコンピュータの移設・改修等が必要になることから、当該工事に係る調査及び実施設計業務を委託するものとする。

なお、委託する業務概要は以下のとおりとする。

- ① 屋外伝送路調査設計及び各種申請書作成
 - ② 構内伝送路調査設計
 - ③ 庁舎内ファシリティ及びデータセンター等調査設計
 - ④ 既設通信機器移設調査設計
 - ⑤ 議会中継システム用映像・音声送受信部調査設計
- (5) 支払条件 前金払及び部分払 有
 - (6) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「測量・建設コンサルタント等の業務」に登録された者で、入札日（開札日）において、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。
 - ① 宮城県内に本店、支店、営業所等の機能を有する者
 - ② 平成5年度以降に、2,000㎡以上のオフィスビル内のネットワーク構築又は屋外伝送路（光伝送路）構築の実施設計を元請として受注した実績を有する者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ① 入札参加申請書類の審査後に、入札参加資格を有しないとして通知を受けた者
 - ② 令第167条の4第1項に規定する者
 - ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

| 手続等 | 期間・期日・期限 | 場所等 |
|--|------------------------------------|--|
| 設計図書等の閲覧及び複写 | 平成20年7月4日（金）から 平成20年7月18日（金）まで | 市役所本庁舎設計図書閲覧室（北西側通路脇の別棟） *閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。 株式会社石巻写真センター 石巻市東中里二丁目3番22号 電話番号 0225-96-8479 |
| 設計図書等に対する質問の受付 | 平成20年7月4日（金）から 平成20年7月10日（木）まで | 総務部管財課契約グループ |
| 回答書の閲覧 | 平成20年7月11日（金）から 平成20年7月18日（金）まで | 市役所本庁舎設計図書閲覧室（北西側通路脇の別棟） |
| 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限（持参による） | 平成20年7月14日（月） 午後5時 | 総務部管財課契約グループ |
| 入札日（開札日） | 平成20年7月22日（火） 午後2時15分 | 石巻市相野谷字旧会所前12番地 1 河北総合支所2階 212会議室 |
| 入札参加資格審査書類の提出（持参による） | 本公告に示した入札（開札）終了後 （下記9(2)、(3)参照） | |

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。
- 2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、**入札後**資格審査用一般競争入札参加申請書を持参により提出すること。なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 最低制限価格

本公告の業務については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。

- (2) 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

9 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格を提示した者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。
- (2) 入札参加資格審査書類の提出
開札後、落札者を決定するために、下記の入札参加資格審査書類が必要となるため、入札日（開札日）当日、忘れずに持参すること。
 - ① 2(1)②で示した内容を記載した業務実績調書（様式は自由）
 - ② 上記①に記載した実績の内容を証する契約書・仕様書等の写し
- (3) 上記(2)の入札参加資格審査書類は、落札候補者及び最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低入札価格に次いで低い価格を提示した者（以下「落札候補者等」という。）が提出する。
入札日（開札日）当日、入札参加資格審査書類を入札（開札）会場で提出しないとき、当該落札候補者等のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- (4) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。
- (5) 入札参加資格審査の結果、落札候補者の入札を無効とした場合は、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格審査を行い落札者を決定する。（次順位価格を提示した者の入札を無効とした場合は、次順位価格から順に低い価格を提示した者に準用する。）
- (6) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (7) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

11 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を、市役所本庁舎設計図書閲覧室（北西側通路脇の別棟）及び市のホームページで公表する。（前記9(5)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/kanzai/posting/posting_result/keka20.jsp

1 2 契約保証金に関する事項

契約規則第25条の規定による。

1 3 その他

- (1) 石巻市建設工事競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/mpsdata/web/3449/kokoroe.pdf>
- (2) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。

(電話:0225-23-6611、23-6612)